

令和7年度第2回環境審議会発言要旨

令和7年10月10日

1 報告事項

第四次宮崎県環境基本計画の令和6年度の実施について

事務局より説明

○委員

資料1-1 p.2 ウ 「二酸化炭素吸収源対策」内の『森林整備への支援』の実施について、無花粉のスギ苗での造林率はどの程度か。

○事務局

令和6年度において生産された苗木のうちの95%が花粉症対策苗である。

○委員

資料1-1 p.3 「主な指標と実績」内の『森林等の二酸化炭素吸収量』について、実績値が減少している原因はなにか。

○事務局

本県内の民有人工林中の72%を占めているスギの齢級構成を見ると、76%が8齢級以上のスギとなる。森林の二酸化炭素吸収量は樹木の成長量に影響され、スギにおいて3齢級が最も成長量が多い。現在、8齢級以上のスギは伐採し、再造林化を進めているが、高齢級の林分が多いこと、3齢級までは成長量が少ないことというのが理由となる。

○委員

資料1-1 p.4 「イ 廃棄物の適正処理の推進」内の『産業廃棄物の不適正処理等に対する行政指導・行政処分』について、この中に太陽光パネルの不適正処理は含まれているか。

○事務局

太陽光パネルの不適正処理は含まれていない。

○委員

資料 1－1 p.6 「ア 地球環境、大気環境の保全」内の『工場・事業場への立入検査』の実績について、水質汚濁防止法の特定事業場の立入検査件数について記載がないが、何件か教えてほしい。

○事務局

資料 1－2 p.14、15 「2 水環境の保全」内の『③排水基準監視事業』に記載のとおり 141 事業場の立入検査を実施している。

○委員

PFAS については、今年になって、新聞報道において「水源で次々に汚染が判明」とあることから、今までの地下水の汚染と異なる感じがする。伏流水、浅井戸、深井戸を主水源にしている上水道について、水源地の PFAS の検査頻度はどの程度であるか。

○事務局

PFAS は今年度までは暫定目標値の扱いであり、法的な測定回数は規定されていない。来年度からは、水質基準項目に移行予定と聞いているが、管轄が福祉保健部の衛生管理課となるので詳細は把握していない。

○委員

衛生管理課の所管であることは理解している。上水道は厚生労働省所管であるから。

○事務局

現在は、水道事業は厚生労働省ではなく、ハード面は国土交通省、水質基準は環境省が所管している。

○委員

各市町村の上水道の水質検査等で、指針値超過で検出された場合、県に報告されるのか。

○事務局

川南や小林の事例に関しては、福祉保健部に報告されていると思われる。

○委員

県内の各地で PFAS が検出されている中、水源を井戸水等に頼っている市町村には自主測定を県から指導すべきと思うがいかがか。

○事務局

川南や小林の事例に関しては、国土交通省九州地方整備局から市町村水道事業者に対し PFAS 測定 の 指導があり、その測定結果が報告される中、超過が確認されたものであると思われる。

○委員

資料 1－1 p.9 「ア 生物多様性の確保」の「野生動植物生息状況等調査」に 関し新聞で、衰弱したニホンカモシカが美郷町で発見され、その後死亡したとの記事を見た。その後、NPO 法人が国に対策強化を要望したようだが、県はどのような取組をしているのか。

○事務局

ニホンカモシカに特化した調査ではないが、宮崎県版レッドリストを作成するための基礎調査の中で、野生動植物の生息状況の調査を行っている。

○委員

資料 1－1 p.8 「主な指標と実績」で 3 項目挙げられているが、この 3 項目を挙げた理由について教えてほしい。

○事務局

この 3 項目は、大気・水質の環境指標や、取組により数値を向上させていく必要のあるものを代表的に挙げている。

○委員

資料 1－2 p.17 「環境指標」内の『光化学オキシダント』の達成率は 0%となっている。全国的にも達成が難しい基準であるが、県としてはどう考えているか。

○事務局

環境基準自体厳しいものとなっている。令和 5 年度に全国で 1 局しか達成できないこともあり、環境省で来年度に基準の見直しについて検討していると聞いている。

○委員

資料 1－2 p.25 「環境指標」内の『ホームページ「みやざきの環境」へのアクセス件数』について、令和 6 年度にアクセス件数が急激に減っているが考えられる要因はなにか。

○事務局

従来、ホームページ内のリンクをクリックするたびにカウントされる設定であったものを、是正したため数値上減少している。ホームページ閲覧者数としては、そこまで変わっていないと考える。

○委員

資料に分かりやすく注意書きをするなど、工夫した記載をしたほうがよいと考える。

2 審議事項

第四次宮崎県環境基本計画の改定（素案）について

事務局より説明

○委員

資料1－2 p.27 「⑤森林整備事業」及び「⑦伐採と造林の連携による再生林推進事業」で林業についての低コスト化と記載があるが、低コストを目指すために大きな道をつくったり、谷を埋めるような環境に負荷をかける伐採作業が行われている。コストは掛かるが、環境に負荷が少ない小さな林業に補助する取組みも重要と考える。

○事務局

比較的環境への負荷が少ない伐採作業が行える機械の研究開発を国に依頼したり、事業者には作業安全面を含めて機械の普及啓発を行っている。

○事務局

公共工事等では、事業者に対しての「伐採搬出及び再生林ガイドライン」について研修会などを実施し、土砂の流出を防ぐような搬出路の開設、搬出後は必要に応じて埋め戻すという措置を取るというような指導をしている。また、林道においては切り盛りが少ない施工、林業専用道においては地形に沿った道を開設、さらにこまめに排水施設を入れて分散排水をするよう指導している。

○委員

山中の源流部において、私有地における河畔林が無計画に再生林化されている。そのため、10年くらいで大雨が降ると樹木とともに斜面が崩落し、砂防ダムや池畔ダムに土砂が堆積していることがある。自治体に連絡したところ、順番に撤去していくようであるが、時間がかかり、その間に泥水がダムを超えて河川に流入しており、生態系に悪影響を及ぼしている可能性がある。私有地における河畔林管理に対する法的規制はないのか。

○事務局

河畔林管理に対する法的規制はないが、現在、宮崎大学と協力して、国が作った森林のゾーニング分析ツール「もりぞん」を活用し、収益性と災害リスクの両面から森林を評価を分析しており、それを新たなゾーニングとして県民に情報提供することを検討をしているところである。

○委員

国へ法整備の働きかけも検討してほしい。

○委員

河川工事事業について、県の河川課では年に3回「宮崎県の自然豊かな水辺の工法研究会」という勉強会を実施し、河川の工事について業者と各土木事務所の方が色々と協議しながら、徐々に河川工事の改善に努めている。従って、少しずつ宮崎県の河は良くなってきていると考える。

○委員

資料2-2 p.107に記載している天然記念物の保護に関連することであるが、年間30~40羽のカンムリウミスズメが漁業の刺し網に混獲されていると聞く。混獲の実態について報告してもらう等の対応策を検討してほしい。

また、ニホンカモシカの調査の際に、県の委託事業でシカ用罠が仕掛けられているのを見た。調査地までの林道が荒れていたが、業者は仕掛けた罠をしっかり見回っているのか。また、目標頭数捕獲できなくても委託料は支払われるのか。

○事務局

カンムリウミスズメについては、天然記念物を所管している文化財課と情報共有を行っていききたい。

捕獲事業については、罠の設置個数は1日1回見回りができる個数とし、1人当たり30個を上限としており、委託業務仕様書の中で規定している。また、目標頭数捕獲できなくても委託料は支払われる。

○委員

農家の高齢化に伴う人手不足で畦道の除草整備に除草剤を散布する事例がある。除草剤で除草した後は、畦道が脆くなっており、大雨で泥が流出してしまう。除草剤の散布を防止する対策を行うことはできないか。

○事務局

人口減少が進む社会において地域の活力も低下しており、それに伴い行政へのニーズも高まっているが、行政も人手不足のため、必要な作業が進まないのが現状である。除草剤については、林業で使用する事例は少なく、農業などでは使用されていると認識している。除草剤は、適正に使用しないと生態系に影響を及ぼす懸念があるが、所管外であるので林務側からの指導は難しいと考える。先ほど質問にあった河畔林についてであるが、現在、県内の山林は植林してから40~50年経って伐採期を迎えているが、人口減少と山林所有者の関心が低いことを課題と考え、様々な対策を行っ

ている。また、小さな林業についても対策に努めているが、人口減少が様々な面で影響を及ぼし課題となっている。

○委員

資料 2－2 p.52 上から 5 つ目に、森林経営管理制度や森林環境譲与税について書いているが、県の森林環境税について地球温暖化に関連して素案内で記載されている文言を教えてほしい。

○事務局

資料 2－2 p.114 ③事業活動における生物多様性の配慮の 2 つ目に森林整備事業や森林環境税を活用した支援を行うことを記載している。

○委員

森林環境税の活用に関係する内容には、記載をお願いしたい。

資料 2－2 p.105 一番上の文章について外来種の 3 原則を関係機関や県民に向けて周知すると記載しているが、コウライオヤニラミなどは、ペットショップで購入して飼えなくなったものを放流したのが原因と考えるが、ペットショップを規制することはできないのか

○事務局

環境省が特定外来生物に指定したもの以外の外来種については、外来種ということだけでペットショップを規制することはできない。特定外来生物については、飼育、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入、野外に放つことが禁止されている。

○委員

「外来種の 3 原則を改めて関係機関や県民向けに周知する。」とあるので、ペットショップを含めた事業者への周知というのも文言に入れたらどうか。

○事務局

記載内容を検討したい。

○委員

素案の構成の中の「各主体に求められる役割」についてであるが、県の役割については、どこに記載してあるか。

○事務局

「施策の方向」が県としての取組となる。

○委員

用語説明についてであるが、新しい用語が出る毎にそのページに記載するように工夫してはどうか。

○事務局

読みやすい工夫を検討する。

○委員

再生可能エネルギーの推進と生物多様性の増進を行うためには、環境アセスメントでお互いの問題点チェックしていくべきと考えるが、環境アセスメントに追加した調査項目はないか。

○事務局

環境アセスメントにおいては、新たに調査項目の追加といったものはないが、適切に調査を実施してもらうというスタンスで取り組んでいく。

○委員

脱炭素社会に関係する取組で自転車利用の促進を記載しているが、自転車の法規制が厳しくなりつつあり、普及抑制にもつながる恐れがある。その点についての対策の記載はないか教えてほしい。

○事務局

資料2-2 p.40 3つ目に自転車の利用促進の記載、2つ目に公共機関の利用促進も記載がある。この点を工夫して記載する。

○委員

水生生物に関して、水産部局とも情報共有を行い、連携して対策に取組んでほしい。

○事務局

水産部局との連携について検討していく。